

第6章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

仙台管区気象台又は気象庁が、水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報・警報を発表した場合は、第1図及び第2図により関係機関に伝達する。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報又は警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(別表1)大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	101
	塩竈市	14	85
	名取市	18	103
	多賀城市	19	101
	岩沼市	19	111
	富谷市	16	101
	亶理町	19	113
	山元町	16	113
	松島町	16	85
	七ヶ浜町	18	108
	利府町	15	101
	大和町東部	16	102
大郷町	16	102	
石巻地域	石巻市	12	92
	東松島市	13	85
	女川町	12	101
東部大崎	大崎市東部	14	95
	涌谷町	15	107
	美里町	19	95
気仙沼地域	気仙沼市	12	103
	南三陸町	13	95
東部仙南	角田市	14	107
	大河原町	12	107
	村田町	12	108
	柴田町	14	109
	丸森町	12	104
登米・東部栗原	登米市	18	95
	栗原市東部	18	99
西部仙台	仙台市西部	12	101
	大和町西部	15	102
	大衡村	14	102
西部仙南	白石市	15	95
	蔵王町	18	97
	七ヶ宿町	17	84
	川崎町	16	98
西部大崎	大崎市西部	20	108
	色麻町	20	109
	加美町	18	104
西部栗原	栗原市西部	17	99

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内。及び太白区秋保総合支所管内に限る。

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る。

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る。

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表2)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	80
	塩竈市	8	68
	名取市	8	82
	多賀城市	11	80
	岩沼市	9	88
	富谷市	10	80
	亶理町	11	88
	山元町	7	90
	松島町	6	68
	七ヶ浜町	11	86
	利府町	8	80
	大和町東部	8	81
大郷町	9	81	
石巻地域	石巻市	8	69
	東松島市	8	63
	女川町	8	75
東部大崎	大崎市東部	8	76
	涌谷町	6	85
	美里町	9	76
気仙沼地域	気仙沼市	8	77
	南三陸町	7	71
東部仙南	角田市	8	80
	大河原町	7	80
	村田町	8	81
	柴田町	8	81
	丸森町	8	78
登米・東部栗原	登米市	9	76
	栗原市東部	11	79
西部仙台	仙台市西部	9	80
	大和町西部	10	81
	大衡村	7	81
西部仙南	白石市	7	76
	蔵王町	7	77
	七ヶ宿町	9	67
	川崎町	9	78
西部大崎	大崎市西部	8	81
	色麻町	11	81
	加美町	10	78
西部栗原	栗原市西部	8	79

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る。

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る。

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る。

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表3)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=8.2, 広瀬川流域=34.8, 旧笹川流域=5.7, 梅田川流域=13.4	名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 12.4)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=15.2, 貞山堀流域=28.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(5, 13.6), 貞山堀流域=(5, 25.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.8	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五間堀川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8	川内沢川流域=(7, 9.8), 五間堀川流域=(7, 15.6), 志賀沢川流域=(7, 7.9)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9.5	竹林川流域=(12, 12.2)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=7.6, 坂元川流域=11.4, 戸花川流域=6.1	—	—
	松島町	鶴田川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.2	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=10.2	—	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 善川流域=16	吉田川流域=(6, 30.2), 西川流域=(6, 18.4)	吉田川[落合・新田橋]
大郷町	鶴田川流域=14.5, 味明川流域=10.7, 滑川流域=10.6	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]	
石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.4, 富士川流域=8.8, 中島川流域=11.7, 追波川流域=8.4, 真野川流域=14.8, 皿貝川流域=8.9, 高木川流域=5.1, 北北上運河流域=7.1	旧北上川流域=(7, 27.7), 大沢川流域=(7, 5.7), 富士川流域=(7, 8), 中島川流域=(7, 10.5), 追波川流域=(7, 8.3), 真野川流域=(7, 8.6), 皿貝川流域=(11, 6.2)	鳴瀬川[野田橋], 北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和淵・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=7.2, 定川流域=16.5	定川流域=(8, 14.7)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=11.4	女川流域=(5, 8.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.8, 中雨生沢川流域=4.8, 新江合川流域=5.7, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=9.3, 大江川流域=5.2, 渋井川流域=6.8, 渋川流域=9.6, 名蓋川流域=7.7, 旧迫川流域=26.5, 美女川流域=7.2, 百々川流域=5.7, 萱刈川流域=25.2	鳴瀬川流域=(10, 29.4), 江合川流域=(6, 29.6), 田尻川流域=(6, 12.5), 中雨生沢川流域=(6, 4.7), 大江川流域=(6, 5.1), 渋井川流域=(6, 6.7), 渋川流域=(6, 8.6), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 23.4), 百々川流域=(14, 5.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=27, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和淵], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.7, 田尻川流域=11.2, 美女川流域=6, 鞍坪川流域=7.5, 沖新堀川流域=6.6	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 6), 田尻川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 鞍坪川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.7, 鹿折川流域=12, 大川流域=23.5, 津谷川流域=19.1, 神山川流域=11, 松川流域=7.1, 馬籠川流域=12.6	鹿折川流域=(6, 8.4), 大川流域=(8, 14.1), 神山川流域=(8, 5.9), 松川流域=(6, 6.4), 馬籠川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=6.4, 八幡川流域=11.7, 水尻川流域=9.4, 折立川流域=10.4, 水戸辺川流域=10.9, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.6), 水戸辺川流域=(5, 9.8)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=15.9, 小田川流域=9.4, 尾袋川流域=9.1	—	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=18.4	白石川流域=(12, 37.7)	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=12.7	白石川流域=(6, 48.7), 五間堀川流域=(6, 10)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=19.7, 内川流域=22.9, 伊手川流域=7.5, 新川流域=9.2, 五福谷川流域=10.8	阿武隈川流域=(6, 74.1), 雉子尾川流域=(8, 13), 五福谷川流域=(6, 9.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=14.8, 旧迫川流域=26.7, 羽沢川流域=9.1, 恩田川流域=6.6, 大関川流域=9.5, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.1, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.1, 長沼川流域=8.9, 荒川流域=18.1, 夏川流域=17.8, 綱木川流域=7.4	迫川流域=(7, 32.2), 旧北上川流域=(7, 5.9), 南沢川流域=(7, 14.6), 羽沢川流域=(7, 8.1), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 綱木川流域=(9, 6.6)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和淵], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=7.9, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=9.6, 荒川流域=11.5, 三間堀川流域=2.5, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.2, 二迫川流域=22.1, 三迫川流域=19, 金流川流域=9.5	迫川流域=(8, 34.7), 小山田川流域=(8, 17.1), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.4), 二迫川流域=(8, 19.8), 三迫川流域=(8, 17.1)	迫川[留場・大林・若柳]

(別表3)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=42.1, 広瀬川流域=34.3, 斎勝川流域=9, 大倉川流域=20.7, 高柳川流域=7.6	—	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.8, 宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8, 18.7)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	—	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8.8, 児捨川流域=16.2, 斎川流域=14.2, 谷津川流域=7.3, 高田川流域=9.7	平家川流域=(11, 7.9), 児捨川流域=(5, 14.5), 斎川流域=(5, 12.7)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=27.1, 高木川流域=6.3, 平家川流域=8.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.1	白石川流域=(6, 17.1)	—
	川崎町	支倉川流域=8.6, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15, 北川流域=22.1	太郎川流域=(6, 13.5), 北川流域=(6, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=30.8, 蛭沢川流域=9.8, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 渋川流域=8.6	蛭沢川流域=(8, 8.8), 吉野川流域=(8, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=42.9, 花川流域=19.9, 保野川流域=14.1	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=34, 多田川流域=11.5, 深川流域=9.7, 田川流域=20.2, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	田川流域=(8, 18.1), 名蓋川流域=(8, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.1, 昔川流域=8.6, 長崎川流域=13.4, 草木川流域=11, 二迫川流域=16.6, 芋埴川流域=10.3, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(8, 7.7), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋埴川流域=(8, 9.2), 鉛川流域=(8, 5.4), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=6.5, 広瀬川流域=27.8, 旧笹川流域=4.5, 梅田川流域=10.7	名取川流域=(7, 28.6), 七北田川流域=(5, 19.3), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.9), 広瀬川流域=(9, 25.3), 旧笹川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 6.9)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=12.1, 貞山堀流域=22.7, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 12.1), 貞山堀流域=(5, 13.1), 川内沢川流域=(5, 6.3), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=11.8	砂押川流域=(9, 6.2)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=8.7, 五間堀川流域=13.9, 志賀沢川流域=7	阿武隈川流域=(5, 75.5), 川内沢川流域=(5, 8.7), 五間堀川流域=(5, 7.3), 志賀沢川流域=(7, 5.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=7.6	西川流域=(5, 4), 竹林川流域=(8, 8.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 62.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6, 坂元川流域=9.1, 戸花川流域=4.8	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(5, 6), 戸花川流域=(5, 4.5)	—
	松島町	鶴田川流域=16.8, 田中川流域=6.4, 高城川流域=19.3	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 16.8), 高城川流域=(5, 15.4)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=8.1	砂押川流域=(5, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=6.8, 西川流域=16.4, 小西川流域=7.4, 善川流域=12.8	吉田川流域=(5, 26.8), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 6.8), 西川流域=(5, 16.4), 小西川流域=(5, 7.4)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=11.6, 味明川流域=8.5, 滑川流域=8.4	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8), 味明川流域=(7, 8.5), 滑川流域=(7, 5.8)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=6.7, 富士川流域=7, 中島川流域=6.1, 追波川流域=5.9, 真野川流域=11.8, 皿貝川流域=4.8, 高木川流域=4, 北北上運河流域=5.6	北上川流域=(5, 42), 江合川流域=(7, 24), 旧北上川流域=(7, 20.9), 大沢川流域=(5, 4.6), 富士川流域=(7, 5.6), 中島川流域=(5, 6.1), 追波川流域=(5, 5.9), 真野川流域=(7, 6.2), 皿貝川流域=(5, 4.8), 高木川流域=(7, 3.3), 北北上運河流域=(7, 3.5)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和淵・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=5.7, 定川流域=13.2	鳴瀬川流域=(5, 25.4), 吉田川流域=(7, 17.2), 鞍坪川流域=(5, 7.6), 堤川流域=(5, 4.7), 定川流域=(5, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=9.1	女川流域=(5, 7.9)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=8.8, 中雨生沢川流域=3.8, 新江合川流域=4.5, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.3, 大江川流域=4.1, 渋井川流域=5.4, 渋川流域=7.6, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=21.2, 美女川流域=5.7, 百々川流域=4.5, 萱刈川流域=20.1	鳴瀬川流域=(5, 26.5), 吉田川流域=(5, 18.6), 江合川流域=(5, 22.1), 田尻川流域=(5, 6.9), 中雨生沢川流域=(5, 3.8), 新江合川流域=(5, 4.5), 鶴田川流域=(7, 13.4), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川流域=(5, 2.6), 渋井川流域=(6, 3), 渋川流域=(5, 7.6), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 17), 美女川流域=(6, 4.6), 百々川流域=(5, 4.5), 萱刈川流域=(5, 20.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=21.6, 出来川流域=7.8	江合川流域=(5, 17.6), 迫川流域=(5, 32.7), 旧迫川流域=(5, 16), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和淵], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.3, 田尻川流域=8.9, 美女川流域=4.8, 鞍坪川流域=6, 沖新堀川流域=5.2	鳴瀬川流域=(5, 25.7), 江合川流域=(5, 21.8), 出来川流域=(5, 5.3), 田尻川流域=(5, 8.9), 美女川流域=(5, 4.8), 鞍坪川流域=(7, 4.9), 沖新堀川流域=(5, 4.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=9.6, 大川流域=18.8, 津谷川流域=15.2, 神山川流域=8.8, 松川流域=5.6, 馬籠川流域=10	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.7), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.5), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
気仙沼地域	南三陸町	新井田川流域=5.1, 八幡川流域=9.3, 水尻川流域=7.5, 折立川流域=8.3, 水戸辺川流域=8.7, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.9), 水尻川流域=(5, 7.1), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.7), 西戸川流域=(5, 5.2)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=12.7, 小田川流域=7.5, 尾袋川流域=7.2	阿武隈川流域=(5, 31.1), 高倉川流域=(5, 9.9), 小田川流域=(5, 5.2), 尾袋川流域=(6, 5.8)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=14.7	白石川流域=(5, 32.5), 荒川流域=(6, 11.8)	白石川[大河原]
	村田町	坪沼川流域=8.5, 荒川流域=12.8, 新川流域=5.9	坪沼川流域=(5, 8.5), 荒川流域=(5, 12.8), 新川流域=(7, 5.7)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=10.1	白石川流域=(5, 32.9), 五間堀川流域=(6, 8.1)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=15.7, 内川流域=18.3, 伊手川流域=6, 新川流域=7.3, 五福谷川流域=8.6	阿武隈川流域=(5, 31.7), 雉子尾川流域=(6, 11.7), 内川流域=(6, 12.9), 伊手川流域=(5, 6), 五福谷川流域=(5, 7.7)	阿武隈川下流[丸森]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.8, 旧迫川流域=21.3, 羽沢川流域=7.2, 恩田川流域=4.9, 大関川流域=7.6, 二股川流域=13.9, 岩之沢川流域=3.2, 黄牛川流域=4, 石貝川流域=4.8, 長沼川流域=7.1, 荒川流域=10.9, 夏川流域=11, 綱木川流域=5.9	北上川流域=(5, 54.8), 迫川流域=(5, 26.5), 旧北上川流域=(5, 5), 南沢川流域=(5, 11.6), 旧迫川流域=(5, 13.5), 羽沢川流域=(7, 7.1), 恩田川流域=(5, 4.9), 大関川流域=(5, 6.6), 二股川流域=(5, 13.1), 岩之沢川流域=(5, 3.2), 黄牛川流域=(5, 3.7), 石貝川流域=(5, 3.9), 長沼川流域=(5, 4), 荒川流域=(5, 10.5), 夏川流域=(5, 6.2), 綱木川流域=(7, 4.7)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和淵], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=6.3, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=7.6, 荒川流域=9.2, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.7, 二迫川流域=17.6, 三迫川流域=15.2, 金流川流域=7.6	迫川流域=(5, 20.8), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 7.1), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.1), 三迫川流域=(5, 12.2), 金流川流域=(5, 6.4)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=33.6, 広瀬川流域=27.4, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.5, 高柳川流域=6	広瀬川流域=(7, 21.9), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.2), 七北田川流域=(7, 16.4), 高柳川流域=(5, 6)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=16.6, 宮床川流域=9.4	吉田川流域=(8, 13.3)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5, 8)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=7, 児捨川流域=12.9, 斎川流域=11.3, 谷津川流域=5.8, 高田川流域=7.7	白石川流域=(5, 26.6), 平家川流域=(6, 5.6), 児捨川流域=(5, 10.3), 斎川流域=(5, 11.1), 谷津川流域=(5, 5.8), 高田川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=21.6, 高木川流域=5, 平家川流域=4.5	白石川流域=(5, 30.2), 松川流域=(5, 21.6), 高木川流域=(5, 5), 平家川流域=(5, 4.5)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=15.2	白石川流域=(5, 15.2)	—
	川崎町	支倉川流域=6.8, 前川流域=16.9, 太郎川流域=12, 北川流域=17.6	支倉川流域=(5, 6.8), 前川流域=(5, 16.9), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 17.6)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=24.6, 蛭沢川流域=7.8, 小山田川流域=11.9, 吉野川流域=6.3, 洪川流域=6.8	江合川流域=(5, 20.8), 蛭沢川流域=(5, 7.8), 小山田川流域=(9, 9.5), 吉野川流域=(8, 5)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=34.3, 花川流域=15.9, 保野川流域=11.2	鳴瀬川流域=(5, 26.3), 花川流域=(9, 12.7), 保野川流域=(9, 9)	—
	加美町	鳴瀬川流域=20.5, 多田川流域=9.2, 深川流域=7.7, 田川流域=15.1, 孫沢川流域=7, 名蓋川流域=5.7	鳴瀬川流域=(5, 19.5), 多田川流域=(5, 6.9), 深川流域=(5, 7.7), 田川流域=(5, 14.9), 孫沢川流域=(5, 7), 名蓋川流域=(5, 3.7)	—
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=20.8, 昔川流域=6.8, 長崎川流域=10.7, 草木川流域=8.8, 二迫川流域=13.2, 芋埴川流域=8.2, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=4.8, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	一迫川流域=(9, 20.2), 昔川流域=(8, 5.4), 長崎川流域=(7, 10.7), 草木川流域=(8, 7), 二迫川流域=(5, 11), 芋埴川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(8, 4.8), 三迫川流域=(8, 9.7), 鳥沢川流域=(8, 6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	内 容
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成29年1月12日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩釜市	1.2m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.4m	0.9m
	七ヶ浜町	1.3m	0.9m
	利府町	1.2m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m
	東松島市	1.2m	0.9m
	女川町	1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表6)大雨・高潮特別警報発表基準

現象の 種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準の表のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点では氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (7) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

土壌雨量指数:降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。1km四方の領域ごとに算出。

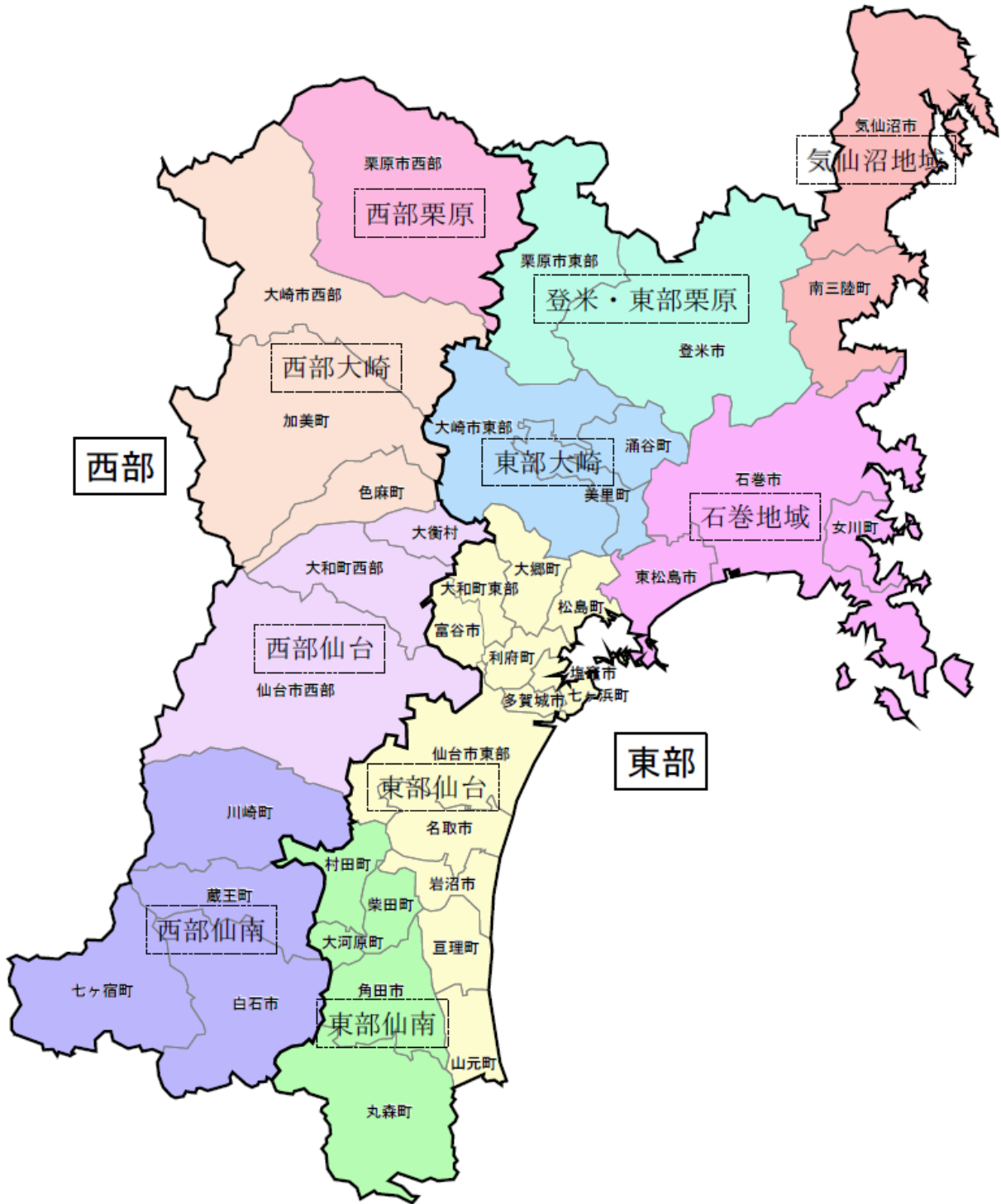
流域雨量指数:河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、河川流域を1km四方の領域に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。1km 四方の領域ごとに算出。

宮城県の細分区域に該当する市町村表

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
みやぎけん 宮城県	とうぶ 東 部	とうぶ せん だい 東 部 仙 台	せん だい し し お が ま し な と り し 仙台市東部（西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 た が じ ょ う し い わ ぬ ま し と み や し ま つ し ま ま ち し ち が は ま ま ち り ふ ち ょ う 多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 たい わ ち ょ う お お さ と ち ょ う 大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町 わ た り ち ょ う や ま も と ち ょ う 亘理町、山元町
		い し の ま き ち い き 石 巻 地 域	い し の ま き し ひ が し ま つ し ま し お な が わ ち ょ う 石巻市、東松島市、女川町
		とうぶ お お さ き 東 部 大 崎	お お さ き し わ く や ち ょ う み さ と ま ち 大崎市東部（西部の区域を除く）、涌谷町、美里町
		け せん ぬ ま ち い き 気 仙 沼 地 域	け せん ぬ ま し み な み さ ん り く ち ょ う 気仙沼市、南三陸町
		とうぶ せん なん 東 部 仙 南	か く だ し お お が わ ら ま ち む ら た ま ち し ば た ま ち ま る も り ま ち 角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		と め と う ぶ く り は ら 登 米 ・ 東 部 栗 原	く り は ら し と め し 栗原市東部（西部の区域を除く）、登米市
	せいぶ 西 部	せいぶ せん だい 西 部 仙 台	せん だい し い ず み く 仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋 保総合支所管内に限る）、大和町西部（小野、学苑、宮床、 たい わ ち ょ う お の が く え ん み や と こ も み じ け 丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田）、大衡村
		せいぶ せん なん 西 部 仙 南	しろいしし ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		せいぶ お お さ き 西 部 大 崎	お お さ き し い わ で や ま な る こ 大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に し か ま ち ょ う か み ま ち 限る）、色麻町、加美町
		せいぶ く り は ら 西 部 栗 原	く り は ら し い ち は さ ま う ぐ い す ざ わ く り こ ま は な や ま 栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

気象警報等の発表区域図



津波に関する警報、注意報、情報、予報

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを津波警報等という）を津波予報区単位で発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(ウ) 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。

注2) 注2) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0. 2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0. 2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。